

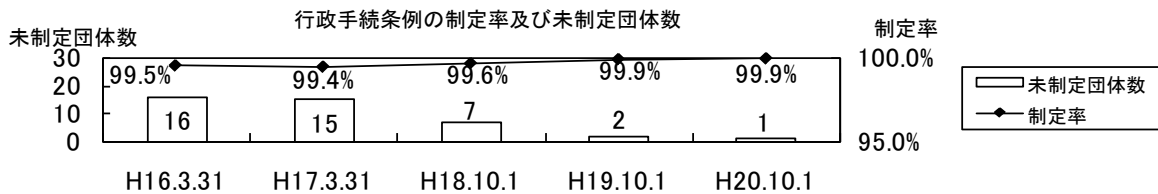
平成21年3月23日

## 地方公共団体における行政手続条例（規則等）及び意見公募手続制度の制定状況 （平成20年10月1日現在）

平成20年10月1日現在、都道府県及び市区町村において、行政手続条例（規則等）は99.9%の団体が制定、意見公募手続制度は39.6%の団体が制定しており、全団体に占める制定団体の割合は昨年度に比べ増加しています。

### I 行政手続条例（規則等）の制定状況

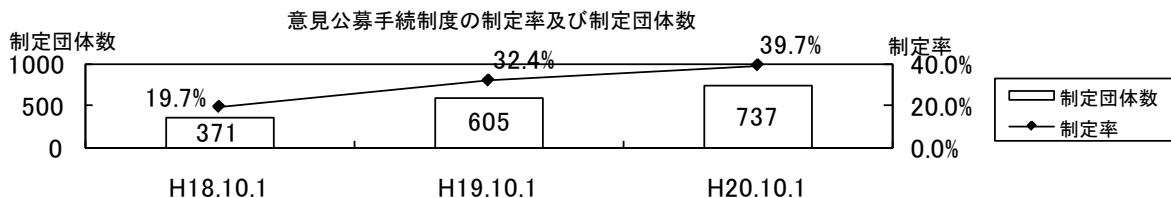
平成20年10月1日現在、都道府県及び市区町村1,857団体中、1,856団体が制定しており、制定率は都道府県100%（100%）、市区町村99.9%（99.9%）となっています（カッコ内は前年度調査（平成19年10月1日現在））。未制定団体は1団体となり昨年度調査以降1団体が新たに制定しています。



※未制定団体は、新潟県加茂市（検討中）

### II 意見公募手続制度の制定状況

平成20年10月1日現在、都道府県及び市区町村1,857団体中、737団体が制定しており、制定率は都道府県95.7%（91.5%）、市区町村38.2%（30.8%）となっています（カッコ内は前年度調査（平成19年10月1日現在））。制定率は、昨年度に比べ7.3ポイントの増となっています。



※参考：H20.10.1より後に制定（施行）予定の主な団体  
高知県（H21.4.1施行）、枚方市（H21.4.1施行）、  
吹田市（H21.7.1施行予定）

（連絡先）  
自治行政局行政体制整備室  
担当：新田補佐、間瀬  
電話：（代表）03-5253-5111（内線）5519  
（直通）03-5253-5519  
FAX：03-5253-5592

(別紙) 意見公募手続制度の制定状況の概要

(1) 制定状況

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
全団体数	47 ( 47 )	100.0% (100.0%)	17 ( 17 )	100.0% (100.0%)	39 ( 35 )	100.0% (100.0%)	43 ( 44 )	100.0% (100.0%)	1,711 (1,727)	100.0% (100.0%)	1,857 (1,870)	100.0% (100.0%)
制定済	45 ( 43 )	95.7% ( 91.5%)	15 ( 15 )	88.2% ( 88.2%)	37 ( 30 )	94.9% ( 85.7%)	36 ( 36 )	83.7% ( 81.8%)	604 ( 481 )	35.3% ( 27.9%)	737 ( 605 )	39.7% ( 32.4%)
検討中 (制定予定時期決定)	1 ( 1 )	2.1% ( 2.1%)	0 ( 0 )	0.0% ( 0.0%)	0 ( 2 )	0.0% ( 5.7%)	4 ( 2 )	9.3% ( 4.5%)	76 ( 126 )	4.4% ( 7.3%)	81 ( 131 )	4.4% ( 7.0%)
検討中 (制定予定時期未定)	1 ( 3 )	2.1% ( 6.4%)	2 ( 2 )	11.8% ( 11.8%)	2 ( 3 )	5.1% ( 8.6%)	3 ( 5 )	7.0% ( 11.4%)	820 ( 928 )	47.9% ( 53.7%)	828 ( 941 )	44.6% ( 50.3%)
予定なし	0 ( 0 )	0.0% ( 0.0%)	0 ( 0 )	0.0% ( 0.0%)	0 ( 0 )	0.0% ( 0.0%)	0 ( 1 )	0.0% ( 2.3%)	211 ( 192 )	12.3% ( 11.1%)	211 ( 193 )	11.4% ( 10.3%)

※カッコ内は前年度調査(平成19年10月1日現在)

※構成比は、全団体に対する割合

※本調査における意見公募手続とは、施策に関する基本的な計画等を立案する過程(意思決定過程)で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。

(2) 制定予定なしの理由(各団体主な理由一つ回答)

	都道府県 政令指定都市 中核市 特例市		その他の 市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
必要の都度、所管課の判断で要綱等を定め、意見公募を実施しているため	0	-	39	18.5%	39	18.5%
必要の都度、説明会の開催、アンケートの実施等により意見聴取を実施しているため	0	-	40	19.0%	40	19.0%
既存の仕組み(議会、各種の委員会・懇談会、広報広聴活動等)により意見聴取を実施しているため	0	-	57	27.0%	57	27.0%
制度導入や運用に必要な職員の確保・配置が困難なため	0	-	4	1.9%	4	1.9%
制度導入による効果が期待できないため	0	-	44	20.9%	44	20.9%
他の自治体の導入状況を踏まえて判断したいため	0	-	23	10.9%	23	10.9%
市町村合併を予定しているため	0	-	3	1.4%	3	1.4%
必要性の検討を行っていないため	0	-	1	0.5%	1	0.5%
計	0	-	211	100.0%	211	100.0%

※構成比は、制定予定なしの団体に対する割合

### (3) 制定の形式

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
条例	2	4.4%	7	46.7%	8	21.6%	10	27.8%	104	17.2%	131	17.8%
意見公募手続条例	0	0.0%	2	13.3%	3	8.1%	3	8.3%	29	4.8%	37	5.0%
行政手続条例	2	4.4%	2	13.3%	1	2.7%	0	0.0%	15	2.5%	20	2.7%
その他の条例	0	0.0%	3	20.0%	4	10.8%	7	19.4%	60	9.9%	74	10.0%
規則	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	1.3%	8	1.1%
その他(要綱、要領、指針等)	43	95.6%	8	53.3%	29	78.4%	26	72.2%	492	81.5%	598	81.1%
計	45	100.0%	15	100.0%	37	100.0%	36	100.0%	604	100.0%	737	100.0%

※構成比は、制定済団体に対する割合

※対象案件により制定の形式が異なる場合は、規則、審査基準、処分基準、行政指導指針を対象としている制定の形式について記載

### (4) 意見公募手続の対象案件（各団体複数回答）

	都道府県		政令指定都市		中核市		特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率	団体数	対象率
施策に関する方針、指針、計画等の策定又は変更	44	97.8%	15	100.0%	36	97.3%	36	100.0%	582	96.4%	713	96.7%
住民の用に供される施設建設等に係る計画等の策定又は変更	32	71.1%	8	53.3%	18	48.6%	15	41.7%	291	48.2%	364	49.4%
住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定の基礎となる方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	22	48.9%	13	86.7%	19	51.4%	18	50.0%	268	44.4%	340	46.1%
前記以外の方針、指針、計画等の策定もしくは改廃	13	28.9%	8	53.3%	10	27.0%	12	33.3%	180	29.8%	223	30.3%
住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もしくは改廃	34	75.6%	14	93.3%	29	78.4%	33	91.7%	496	82.1%	606	82.2%
前記以外の条例の制定もしくは改廃	16	35.6%	12	80.0%	16	43.2%	21	58.3%	297	49.2%	362	49.1%
住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例から委任をうけた規則の制定もしくは改廃	21	46.7%	7	46.7%	14	37.8%	6	16.7%	90	14.9%	138	18.7%
前記以外の規則の制定もしくは改廃	10	22.2%	6	40.0%	8	21.6%	2	5.6%	75	12.4%	101	13.7%
審査基準	15	33.3%	6	40.0%	5	13.5%	3	8.3%	26	4.3%	55	7.5%
処分基準	15	33.3%	6	40.0%	5	13.5%	1	2.8%	27	4.5%	54	7.3%
行政指導指針	15	33.3%	7	46.7%	8	21.6%	6	16.7%	44	7.3%	80	10.9%

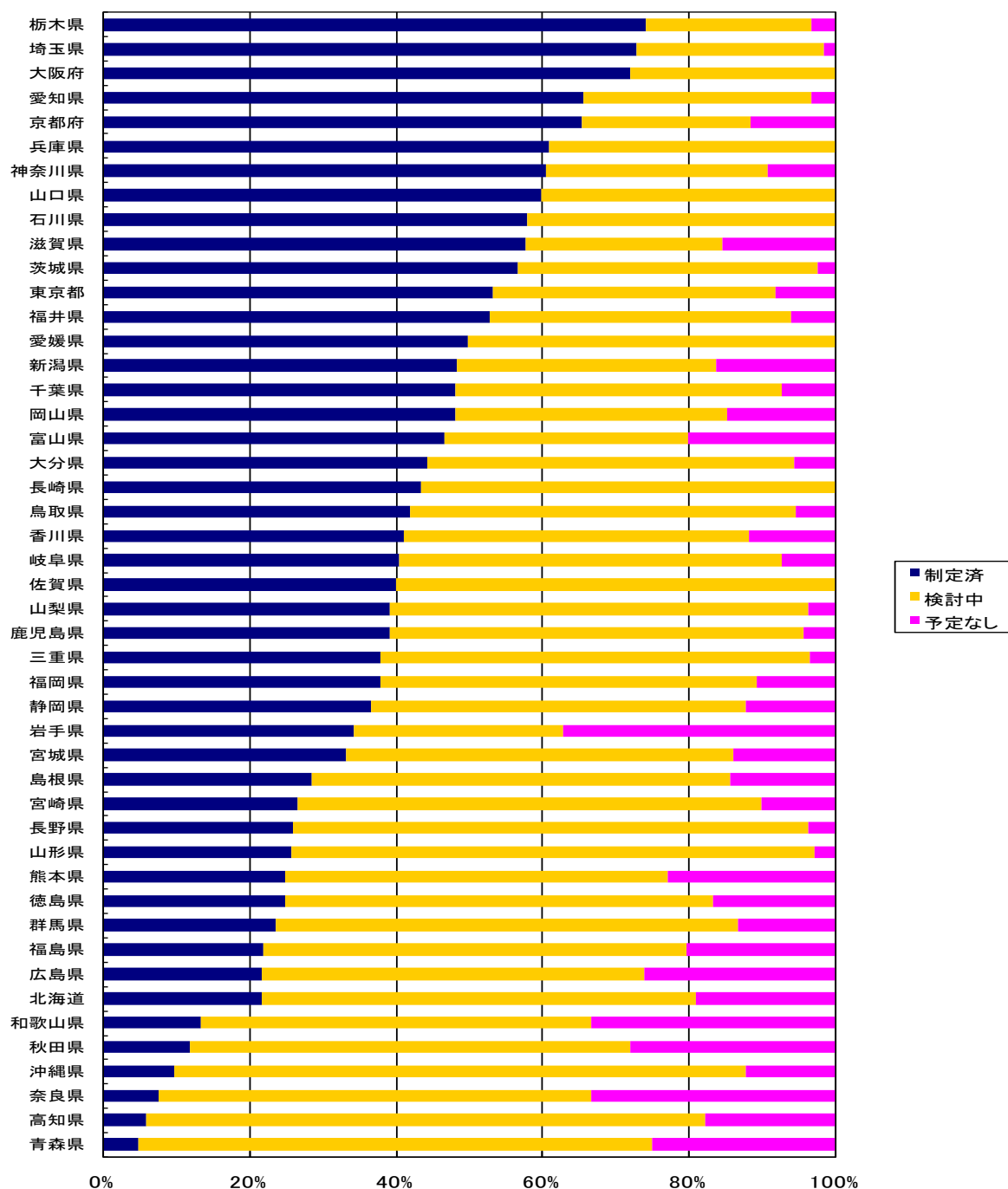
※対象率は、制定済団体に対する当該案件を意見公募の対象としている団体の割合

(5) 意見公募手続の実施状況 (平成19年度)

		都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	その他の市区町村	計
実施案件数		1,005	367	339	296	1,814	3,821
うち提出 意見数別の 内訳	50件未満	804	276	300	254	1,693	3,327
	50件以上100件未満	75	37	23	25	67	227
	100件以上	126	54	16	17	54	267

※実施案件数は、平成19年度に意見公募手続が実施された案件数の全制定済団体の合計

(6) 都道府県別制定済団体の割合 (市区町村)





# 行政手続条例等及び意見公募手続制度の制定状況(政令指定都市)

団体名	第1部 行政手続条例等の制定状況				第2部 意見公募手続制度の制定状況																																			
	問1 行政手続条例等の制定状況		問2 行政手続条例等の形式		問1 意見公募手続制度の制定状況 ※1										問2 意見公募手続制度の形式 ※2							問3 意見公募手続の対象としている案件					問4 実施 件数													
	制定済	未制定	条例	規則	その他 (要綱、要領、指針等)	制定済	検討中 (制定予定時期未定)	検討中 (制定予定時期未定)	制定予定なし	制定予定なしの理由										条例	条例の制定・規定の方法			規則	その他 (要綱、要領、指針等)	実施に関する方針、指針、計画等の策定又は変更	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする	住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする	左記以外の条例の制定等	左記以外の規則の制定等	審査基準	処分基準	行政指導指針							
	制定済	未制定	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済	制定済							
札幌市	○		○			○																	○																20	
仙台市	○		○				○																																	-
さいたま市	○		○																					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
千葉市	○		○																				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21
横浜市	○		○																					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
川崎市	○		○																				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	75
新潟市	○		○																				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
静岡市	○		○																				○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	30
浜松市	○		○																					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
名古屋市	○		○																					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
京都市	○		○																					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
大阪市	○		○																					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
堺市	○		○																					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
神戸市	○		○																					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	77
広島市	○		○																																					-
北九州市	○		○																					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
福岡市	○		○																					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9
計	17	0	17	0	0	15	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	2	4	0	8	15	8	13	8	14	12	7	6	6	6	6	7	367

※1 本調査における意見公募手続とは、実施に関する基本的な計画等を立案する過程(意思決定過程)で、当該計画等の案の趣旨、内容及びその他必要な事項の住民への公表、公表した事項について住民から提出された意見等を考慮した意思決定及び意見等に対する地方公共団体の考え方の公表に係る一連の手続、いわゆるパブリックコメントのことをいう。制定済とは、意見公募手続について共通のルールを定めていることをいう。したがって、必要に応じて所管課等の判断で意見公募を実施している団体については、制定済とはしていない。

※2 対象案件により根拠規定が異なる場合のみ複数回答(審査基準等は条例で対象とし、基本計画等は要綱で対象としているような事例)

※3 意見公募手続制度未制定団体及びH20年度以降制定団体については「-」を記載







